

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年7月28日

支出負担行為担当官

気象研究所長 鎌谷 紀子

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が運用している水中グライダー（テレダイン・ウェブ・リサーチ社製スローカムグライダー）による海洋観測を適切に遂行できるように、令和8年度の水
中グライダー観測の業務支援を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実
施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するも
のである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必
要な技術を有する法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式に
よる公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 水中グライダー観測支援業務
- (2) 業務内容 気象研究所が令和8年度に実施する水中グライダー観測の運用支援業務、下田
市での試験観測支援業務、ならびに、気象庁海洋気象観測船での試験観測支援
業務を実施する。
- (3) 履行期限 令和8年12月18日

3 業務目的

本業務は、気象研究所緊急研究課題「線状降水帯・台風等に関する集中観測による機構解明及
び予測技術向上」、ならびに、経常研究 C4 課題「海洋の炭素・生物地球化学循環の実態評価・変化予
測」において、令和8年度に実施を計画している水中グライダーによる海洋観測について、観測中
の機体の動作状況の監視、操縦、データ取得、日報・最終業務報告書の作成等の運用支援業務、下田
市での試験観測支援業務、ならびに、気象庁海洋観測気象船での試験観測支援業務を行い、水中グラ
イダーによる海洋観測の適切な遂行を支援することを目的とする。

4 応募要件

- (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

Teledyne Webb Research 社製の水中グライダー（Slocum グライダー）による海洋観測を行う上で必要な専門知識と技術を有し、適切に監視・運用、ならびに投入・回収関連業務を行うに十分な技術力を有すること

（3）中立性・公平性に関する要件

水中グライダーによる観測が、台風等の予測精度の改善を通じた防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（4）守秘性に関する要件

本業務の実施によって知り得た研究上の情報は、監督職員の許可を受けた場合を除き、利用又は漏洩してはならない。

（5）業務執行体制に関する要件

水中グライダーの監視・運用、ならびに船上での投入・回収等の関連業務を適切に実施する業務執行体制が整っていること。水中グライダーの構造、および一般的な工具類の扱いについて一定の専門知識を有しており、指示に従って適切に水中グライダーの準備やメンテナンス作業を補助できる業務執行体制が整っていること。監視・運用にあたっては、水中グライダーの状態をつぶさに監視・適切に診断し、異常を検知した場合には迅速に報告し、指示に従い適切に対処できる業務執行体制が整っていること。また、投入・回収等の関連業務にあたっては、揺れる船上であっても適切かつ安全に作業を遂行できる業務執行体制が整っていること。

5 手続等

（1）担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課 石橋 真由美

電話 029-853-8568 E-mail kenkyu-kaikei@met.kishou.go.jp

② 技術力等に関する要件について

気象研究所気候・環境研究部第四研究室 遠山 勝也

電話 029-853-8724

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 7 月 2 8 日から令和 8 年 8 月 1 7 日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 8 月 1 8 日 16:00 まで (1) に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但し A 4 版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による